## 〇香林坊盔邸

去せりと云ふ。 家居住する處、更に零落して、本末共々家屋を噴却して退小路は皆賃家とせしかど、後居邸も割家となし、別家と鞆此の舊邸は、香林坊橋下なる片町東側入口の角家にて、横

## 〇向田香林坊傳

由傳承す。高祖父向田香林坊は、寶は叡山の出家に有りし年浪人にて罷在、髙德公御入城以前當地へ罷出、町人と成元祿十三年の由緒鸖に云ふ。先祖向田兵衞石川縣倉谷に數

眼病之節、 處、還俗致し、向田兵衛入聟に罷成、目藥の秘方家傳所持 按するに、源平盛衰記卷廿八に越中國住人向田二郎材高と 相勤、元祿十三年七月病死仕。とありて、元祖以來苗字は 年より銀座役被仰付、毎年銀子三貫目宛頂戴、貮拾三ヶ年 惣代,江戶御祝儀飛越、御能見物被,仰付、御料理被下、御卷 り。又祖父香林坊喜兵衞は宰相公御家督之時、金澤町中爲』 爲,在、御懇之御醬頂戴被,仰付,右之御醬共寬永十三年金澤 可,被,下旨被,仰出,處、老人故御斷申上候由。浮田宰相樣御 汰有.之付、則指上申處、御醬共頂劔仕、其後御扶持米をも 致し來る處、高德公の御聽に達し、 調合致し可,指上,旨御沙 庄内に上向田村・下向田村とて 二邑あり。 此の地に 土著せ 郎・向田荒次郎兄弟二人。ともあり。右向田は今礪波郡五位 向田なれど、三代目より以後は香林坊を稱號となしたり。 御斷申上御赦免、同六年病死仕。父香林坊喜兵衞、延寳七 物拜領仕。其後金澤町年寄役被、爲,仰付、病氣罷成、延寶四年 火事之時燒失仕由申傳。香林坊儀は元和二年病死仕。とあ いふ人見にたり。礪波山合戰の條には、越中國住人宮崎太 御藥可。指上.旨 御意に付、則指上處、御平愈被

後國君光髙公の諱を避けて、光の字を改めて香林坊と文字 昌なせしかば、 橋のほとりに居住し、普く府下に金銀を貸し弘め、大に繁 髙野山の宿坊||韓古野山と光林坊といへる僧坊ありて、犀川小 は別號なるも知るべからず。但し楠靡が小橋天神記には、 若しは向田香林坊と因みある人ならんか。越前誌にも、佐 布光林坊といふ人、朝倉始末記・加越圀諍記等に載せたり。 加賀國の一揆征伐として討入の時、朝倉氏將士の中に佐々 ば香林坊の元祖向田兵衞も、若しは越中の出生にて、 故ある町家あり。是光林坊の裔末と云ふ。と記載す。 を換へたりとかや。今も猶此の橋の南側に香林坊某とて、 次郎材高が裔孫ならんか。又香林坊は、 傳說に據れば、元は光林坊と皆きたれば、越前朝倉の家人 \*布光林坊が居蹟等の事を戦せたれど、光林坊と香林坊と し人なるべし。故に向田を稱號とはなしたるもの也。 眞言僧にて、 々布光林坊 とある 人の 子ならんか。 光林坊と小橋天神の別當膈藏院の元祖道安坊と同宿の そのかみ小橋のあたりに宿坊ありて袰に居住 小橋をば世俗呼んで光林坊の橋と名目す。 小橋天神社の 傳說 弘治元年朝倉宗漪 右の 向田 され

如くならば、叡山の出家といひ傳ふるは過聞ならんか。と共に連綿す。といへり。按ずるに、右小橋天神の傳說のの家を繼ぎ町人と成り、道安坊は後ゃまで小橋天神の別當の家を繼ぎ町人と成り、道安坊は後ゃまで小橋天神の別當の家を繼ぎ町人と成り、道安坊は後ゃまで小橋天神の別當と成り、後には修驗派に轉じ、山伏の一派と成りて寶來寺と成り、後に連綿す。といへり。按するに、右小橋天神を翻開し、兩人共に社僧と成り奉仕せしかど、

## 〇樵七ケ辻

くら さいひ仰へたり。今は其の稱も絕えて、世人知るものなすといひ仰へたり。今は其の稱も絕えて、世人知るものなに權七ケ辻と呼びたりしを、後に呼び諛りて五七ケ辻と稱辻と呼べり。酢屋の權七といふもの此の辻邊に居住す。故舊仰に云ふ。片町より竪町へ入る四ッ辻をば、昔は權七ケ

## 〇酢屋權七傳話

子に朱の丸付けて、直垂の装束にて御奥の先に頭をふり躍澤へ御入奥。路次中の御慰みとて、酢屋の槭七銀の立烏帽幼少にましく~しといへども、利光卿へ御繚組ありとて金三壺記に、慶長十年七月徳川二代將軍秀忠公の姫君、米だ